

件名	「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条」に基づき 原子力規制委員会へ報告する事項 (1号機非常用ディーゼル発電機の過給機の軸固着)
通報日	2018年9月6日
概要	<p>2018年8月30日14時30分、1号機原子炉建屋地下1階非常用ディーゼル発電機(B)室(非管理区域)において、非常用ディーゼル発電機(B)を定例試験のために起動し確認運転を実施していたところ、15時16分に異音が発生するとともに、発電機の出力が定格出力6,600kWから0kWに低下したため、非常用ディーゼル発電機(B)を手動停止しました。</p> <p>1号機の非常用ディーゼル発電機は、安全上重要な機器に該当しますが、現時点において保安規定に基づく機能要求台数は、他の2台にて満足しています。</p> <p>その後、原因調査をしていたところ、2018年9月6日に過給器の軸が固着していることを確認しました。</p> <p>過給器の軸固着は工場への持ち出し調査が必要であり、速やかな復旧が難しいことから、実用炉規則第134条に基づく報告事象に該当するものと判断し、当該規則に基づき報告することとしました。</p> <p>なお、今回の不具合による外部への放射能の影響はありません。</p> <p>(9月6日公表済み)</p> <p><a href="http://www.tepco.co.jp/press/release/2018/pdf2/180906j0301.pdf">http://www.tepco.co.jp/press/release/2018/pdf2/180906j0301.pdf</a></p>